

令和5年

第1回市議会臨時会 議案第2号

函館市税条例の一部改正について

函館市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年5月18日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市税条例の一部を改正する条例

函館市税条例（昭和25年函館市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第65条第1号エ中「および」を「，」に改め，「三輪のもの」の後ろに「および道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は，令和5年7月1日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第2条 改正後の第65条第1号エの規定は，令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し，令和5年度分までの軽自動車税の種別割については，なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法施行規則の一部改正に伴い，一定の三輪以上の特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税の種別割の税率を改定するため